圖解 大嘗會便蒙 下

ワ 3
880
2

波多野
8880
巻 2上

大嘗會便蒙下

大嘗會當日の次第

平明中臣祭大嘗宮殿及門

平明の卯の刻と申す中臣の祭祀のすまいの
げる職と今度は藤波三位和忠卿勤め給ふ大
中臣氏なれども也大嘗宮殿を祭りて八大殿祭
とて後中より稱ずれども屋私久遠命と称豊
宇氣姫命を大宮賣命とそれを入て祭る又門を
祭りて八つ座の八重九を隔ぎ
のうんあるを攝磐膳命豊磐膳命と祭らる後

也中古までハ世年六月十二月ニ大祓四つの条ハ今廃
代ハ絶るとなん思ふよしきこゆ又ハ大嘗の当日
ハ那ぎて寅日ハ専ら行ハ事と見えたり
兵庫寮立神楯戟於大嘗宮の南門の東西ニ各一枚
兵庫寮ハ武器を司る官なり楯戟
を司る故ハ川越兵庫頭賢兼これを勤む（昔ハ兵庫頭井上氏の人内物忌と幸のそを
を司る兵庫寮ハあづかる）神楯ハ長さ三尺ばかり廣
さ一尺二寸ばかり形ハ霞たるごとくまそこばかり
所ニうがつ裏の方ニ物手あり表裏
ハ黒めり也（昔の楯ハ一ツ毋ハ廣く数ハ南北門ニ各一枚
四枚あり後世ハ黒ぬりにて南門ニ二枚おく）

神楯ハ柄の長さ七寸ばかり鉾ハ金箔を貼る
身ハ銀箔を貼る鉾ハ長さ三尺ばかり
ひもを赤三つ結て三つ巴ニ結ひ
ハ大嘗宮の南門の外ハ東西ニ一竿ばかり地ニ立
て（昔ハ竹桙ハ木なり）楯ハ桙の外ハ方ニ一枚で裏を外の方
へ向て竿ニ結ひ付て立る
次伴佐伯各一人分著南門左右外服胡床
伴佐伯ハ氏の名昔ハ伴ハ伴氏と佐伯氏と大つ
友氏ハ人多し今ハ友氏ハ多ハ

たりしを代々して伴氏の人とあるべきなり
伴氏代々の神祭を掌る大志和宗雄正伯氏代々の
岩橋右衛門掌紀の氏信とを勤む胡床の脇にあり
なほし伴氏の胡床を南つの御のんりを
西面伯氏の胡床を右の方よりすこしあとに
西面
女人共よりすこし南へ引きて向ひ正しく東面
するは向いず

次に式部設大忠放位於南門の外庭は

式部ハ位を設
きたるべき皮なりとぞ放位を設
きたるべきなり今段い宗昌式部の丞經
[illegible]

[illegible]を勤む大忠[illegible]大嘗[illegible]大嘗[illegible]
法の間厳密[illegible]
[illegible]戒[illegible]
[illegible]
[illegible]

さて列立まわり長櫛ふりかざうれうり
そ山ゑ入ゑ行位のうへ場ゑ何ゑ
ろうろ屋場ゑいろそゑふぐをかくそうぐと
版位ゑよひ版ゑぐうりゑ昔の版位ハ大きさ
七寸四方ゑ立すと版制今ハんゑわぐゑ今ハ
や大るゑゑゑんゑれゑ設ゑる版位ハ下
ゑ見ゑゑ大ゑのゑの初の座ゑり進ゑて拍
手ゑる拍手のゑゑ南つのゑをかゑ

大臣取打拂筥ゑ参ハ上
ゑゑゑり下六ケ條い大嘗ゑゑ内ゑふ不位

ゑり打拂の筥ゑい打拂布ゑて神座ゑ拭ゑ料
の布ゑ入ゑゑゑ拭筥ゑ大臣ハゑ次大嘗宮
ゑて拭ゑゑゑぐうゑ

次参議辨舉坂枕を
坂枕ゑゑい大嘗宮神座の八重畳の下ハく
枕ゑ文ゑ舉ゑ弁ゑゑ次舉て大嘗
宮ゑて拭ゑゑぐうゑ

次侍従内舎人大舎人等舉て神座御座等を参入
侍従い石井侍従行忠朝臣内舎人ハ西村忍彈守
則貞大舎人ハ芳元ゑ福ゑ屋ゑ

を勤む弟子一人は丈八尺の長九尺の長六尺の長
八方を等分し御座の所の地の上を長さ二尺
いづれも大嘗宮を移すべきなり
次掃部入殿内倍之
掃部の座を設くる所を設くる所を
掃部の座を設くる所を設くる所を
すべし当日お仕せるい押小路掃部頭守清
水掃部助為忠の利貞年冠掃部助兄弟
三人と是に上るべきなる大臣以下の
かぐらをつとめる所の中央に一丈
二尺の長を設くる所を置く二尺で二

大嘗宮内圖

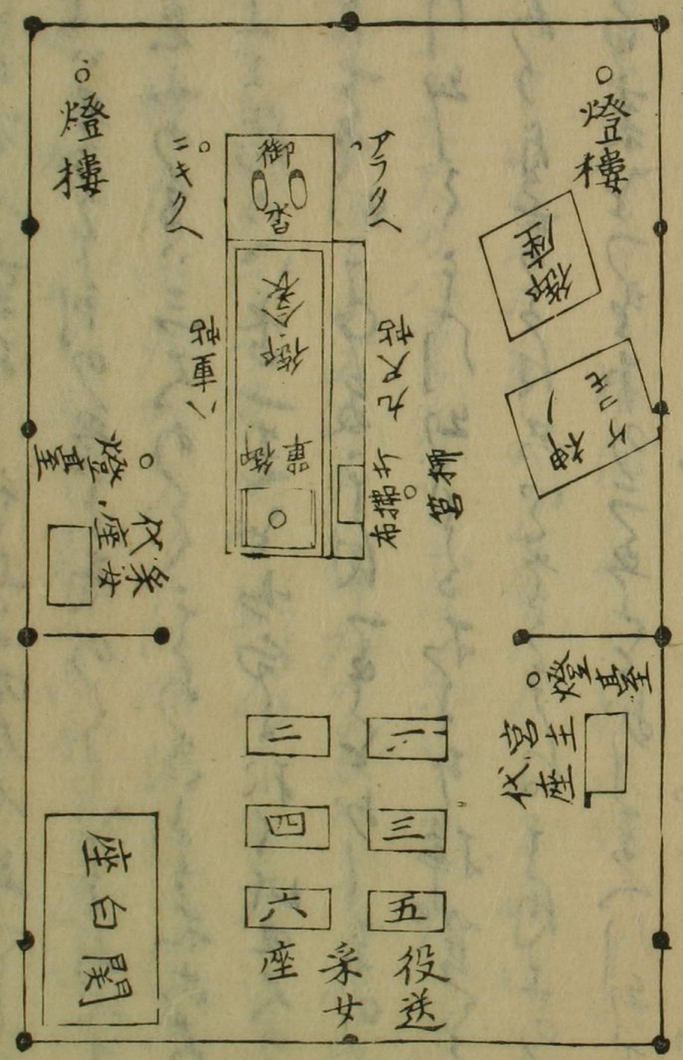
燈樓
燈樓
燈樓
燈樓
東廂
御座
御座
東廂
東廂
東廂

[illegible]の間南面[illegible]
[illegible]白布[illegible]裏[illegible]
[illegible]尺[illegible]
[illegible]南の[illegible]
[illegible]小の方[illegible]三尺[illegible]
[illegible]の上[illegible]陽の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]白裏[illegible]
[illegible]
[illegible]

神[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

於悠紀殿（注基同之）・卒肉（ウ）藏（ノ）官人奉置御服（ヤクヤウ）二襲絹の御
幔（ウ）頭（ヲ）於廻立殿（ニ）

中臣（ノ）当日（ノ）お仕（ヒ）するハ者（ハ）三位和（ノ）々伊勢（ノ）大（ノ）神（ノ）
長矩（ヲ）女人（ノ）いつき（ノ）大中臣氏（ノ）宮（ノ）
し回（ノ）く祭祀（ノ）のよ（ノ）あ（ノ）ら（ノ）ま（ノ）ほ（ノ）し（ノ）音（ノ）を（ノ）物（ノ）氏（ノ）の
人（ノ）多（ノ）く有（ノ）ハ大（ノ）く絹（ノ）ぬ（ノ）ぬ（ノ）ぬ

大元橋の蕃術大花の皮は法水大蔵少亜元東の利平
とと勅しいは会いは第いづれは生は会は八言
奥の上のごは法の第いは会の上南の場の木を
帖してかくく内蔵は内蔵寮の年預お納大臣将堅職事をもつもむ
少彼は白生のは茶服と白の中鬘と一襲と
して無紀のは会は御もつも時の料一襲を基
の内会は御もつも時の料一襲合て二襲の
絹のは幞頭しは幞頭いむりて赤のは冠は羅
して色に蓑とうづつけ紙の乃

は幞頭は絹にて色に蓑はうづつけ紙の
なりとれは文とを見ねのもとは時は過を
内の南に二東西乃中央にあるして一襲の
すぐかくは冠は柳の呂にすとは服の西の
乃のくく並之

次神祇官一人宰神服宿祢入奥織服案於但紀
殿の神座の上同之基忌部二人入奥廉服案於同座の上
主基同之

織服廉服は少は織服多は神祇官
乃記是とあづくは神服宿祢の

古来神服を織ること業とせる家之今八幡の
人をよびれよ他氏の人をいてゝ代とす今殿の神服の
者絹代ハ小野を計大え紀氏業これを勤む絹
服ハ麻を以て制をあり絹ハ和布の如
なるを以ハすなわち絹の古名なり（昔ハ麻をさして必絹服の織と云也）
蒙服ハ麻を以て制をあり蒙服の制あり
ハ麻を以て布の古名也（昔ハ麻を必ハ絹布也
絹布ハ麻也）
絹服ハ各行の紀氏をもへ四角
蒙服ハ麻の業とせるハ麻の業なり是を絹
服の業蒙服の業なり神社のなり

上にあるを以ニつの業ハ神座の和名抄に
なりあく絹服の業ハ西ノ京あり蒙服の業ハ東にあ
次神祇官宰内膳部等於紀膳部料理神饌
内膳ハ宰内膳の者也ハ神饌と料
理ハ昔ハ内膳の者也ハ宰内膳氏と安曇氏と
氏なりこれを任ずるを安曇氏と云
でなりて安氏目具せざるなり云ふ膳氏津氏
内の人をもて安曇氏代とす今殿云膳氏
内膳ハ濱島内膳の者膳業ハ
曇氏内膳代ハ之近津の和亨これを勤む

職員令に掌殿官人の職掌に供御の料理を
掌る外に内膳は御膳を調ふ神饌は神祇官
に向ひて供奉する酒醬は酒醬の司粥粟は粥和
布菜蜷菜鮮物四種干物四種あり
主殿寮以忌火設燈於西院各二燈
二燈
主殿寮は燈燭を掌る職員令に燈燭を
設く今按に仕丁小野宮の殿の小野
宮威小野
宮殿に火を取て別院の
火あるべし新に火を鑽て大嘗宮に
うつす事火燈は

たきびの事なれば大嘗宮の小の殿にあり
主殿寮燈燭を掌て燈を中央にあり白木の
燈臺を設て燈を置て是を一院に五燈
組合せて四燈四燈合せて二燈二燈を院
ごとの数八つ是皆
燈は布を以て燈炷にすなはちこれ
伴佐伯率門部を設庭燎於南門外は
伴佐伯は上古の胡床に坐して人あり
つ部は布つ府の下に篝して焜を持て
火は大嘗宮の南つ
西に一所にて焚く

供奉仕奉る各役人ならびに又昔いつ所
八人まて此内人まて今ハ二人まて
主殿寮供大忌の御湯
湯殿の掌まて大忌の役人大忌の湯と
忌の忌ハ上ハ清すがめ御湯ハ毎朝ゆゑ
御湯を設くめ一度めに湯を
大忌の湯と為ばめ後ハ毎度めを小
忌の湯と為ばめ
成刻御迴立殿帛の御衣不聲聞入御之後殊禁高聲
御ものいふ浴御ものいふ帛の御衣ハ白練の御袍

又天子御神事ハ忌の忌之中なれ
帛の御衣とめ思ふ所なまで後ハ
御衣役ハ高倉前中納言永房卿
役ハ城大納言信將卿
を初て訓て天子御の時ハ人
めまの御ハ近衛の將監を上て
くくくく

[illegible]入御[illegible]
[illegible]入御[illegible]
[illegible]入御[illegible]
[illegible]
[illegible]

小忌の人々の次の大忌の服位のまうけ今
夜の小忌の人々の大物忌つかまつる東宮
中納言基頼卿 右大臣 中将宗長朝臣三人
入座上の間の座の東の方の東の方の
板間の四座より南へ向かはりて板間のもと
和ちすぐしもと安こまとなて三人の
座を設くべし
として西向きに座をまうけ
大臣一人著小忌就坤角座東面
以大臣をもちて大嘗宮人服装のおりをば

小忌着用之躰

私小忌

諸司小忌

出納小忌

如形小忌

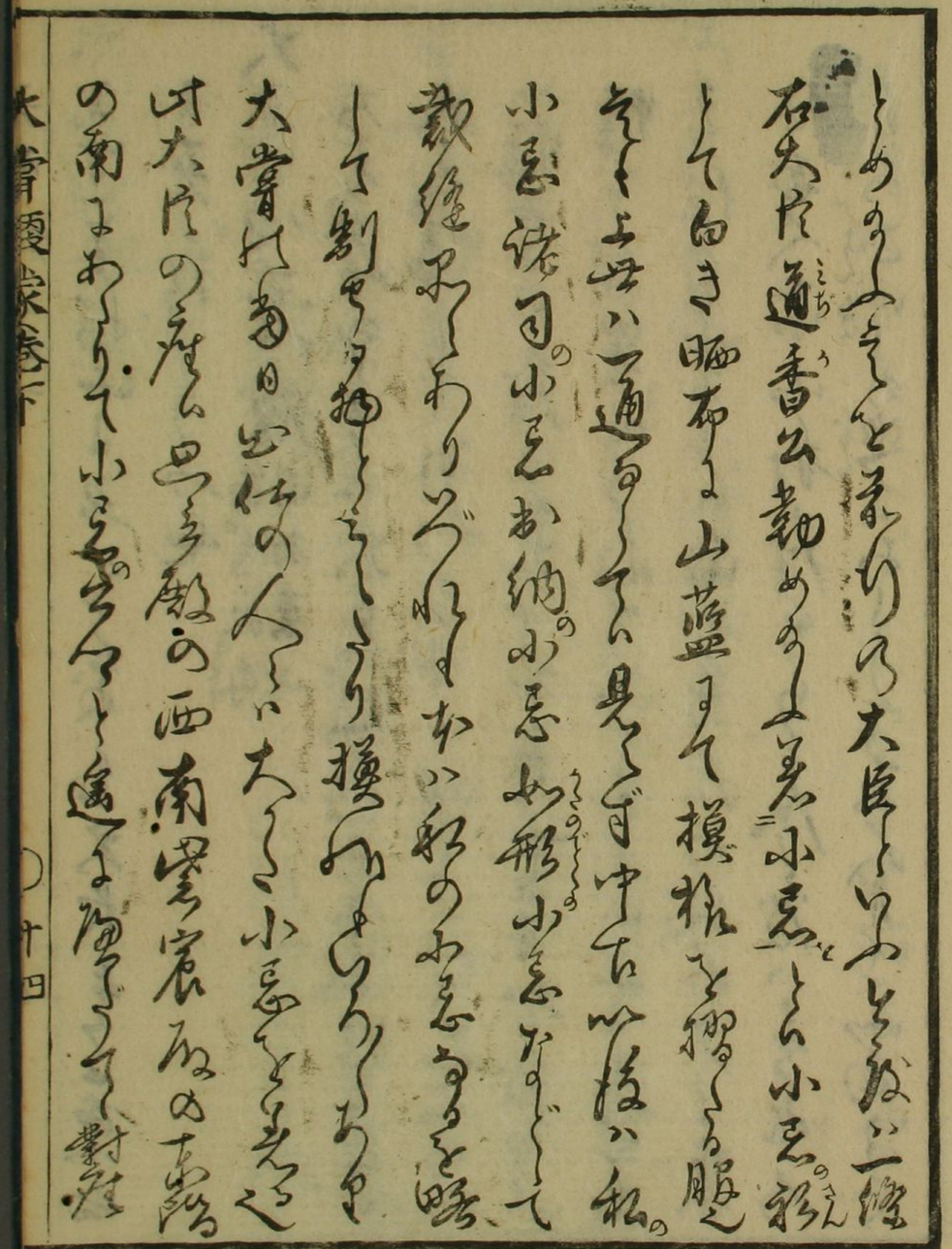

[illegible]

大臣の座著座（南の鳥居の北の小角東上）

大臣の座の西の方に大臣座の東向

大臣の座の中に南の鳥居の北の少し東

に帳を立て大臣の人

帳中の座を設ける今度は[illegible]

帳を置て小てに[illegible]の上を覆ふ

但自宮より南の鳥居の北の少し東

に西向南小舞座もうる今度は[illegible]乃

[illegible]の巡をわりて百人たち小角[illegible]

醍醐大納言へ[illegible]ほう冠者中納言ハ西の方

に[illegible]

次主殿寮供小忌御湯

小忌の御湯のうへ上の大忌の市湯の[illegible]

市湯典侍殿の東北戸より出す

有御湯殿事

是ハ典侍殿の東の間竹簀子にて御湯

をめす義人頭五位の義人六位の義人等奉

仕せらる

次著御祭服

是いとゝ見くゝれ百せの御釜腹すゑ
中院之部の内蔵の衣人と幸めて是を取る
ゝゝ二領の御服の内と是を高御せ
帛御衣御ち領とゝ改めひて御釜腹一領
と著御せらゝれ冠と縫の古冠を被る御
帳と清中ゝ是を組御装束
下い中古ゝ改めゝ
中内言、永房々御前紋い高室ゝ大納言
頼衡々まゝる
次供御手水と

陪膳い蔵人の改一人今紋い左内頭の中将京職朝
臣勤めらる役送い位の蔵人二人ゝ役い勅使
寺右中辯顕房業室将大中辯彩夢勤めらる
采女申時と
此采女今役い高階家直と勤む
制禁されて是を取る
こまてと申す但氏家者昔乃ちよ尺ゝ
女の采女なゝゝ男官の采女是を
すゝいまゝ有んもず
出御

其道大蔵省豫鋪二幅布単宮内輔以業薦隨
御歩敷布単の上掃部寮隨御後者之人不敢踏
是ハ悪所なるより大嘗まで後御の白さらて大嘗の夜人二幅の布を敷並ぶ悪所
殿の竹簀よりの弓代南の方へ下る階段の下より
南へ敷板間のまゝ八丈ばかりの所より西の方
へわたて敷大嘗まで小の鳥居の前より北南へ
わたる鳥居をくぐり出る神垣となる
この中央より西へわたる神垣の西乃端より
基なのもんの端よりの中央より南へわたる

中乃鳥居の前より東へわたる紀殿の
西のもんの端より中央より南へわたる南の端と
但紀殿乃南のもんの端よりの中央より東へわたる
南端乃中央より南へ少へわたるまで敷長但
紀殿へ後御の道之普ハ塀垣乃内の地面ハ八
幅の布を敷ばかり今ハ敷ず宮内ハ掃
部の役頂の官乃役人義薦を敷ハ役ハ生
嶋文内大補治孝朝臣ハ動ハ一通布を敷
ばかり又薦を敷て上を後御ばかりしむ
但前方ハ敷ずして御歩後御ばかり

さんぐうの勝れて愛せらるゝ昔い宮内の掌侍
人丸右の際わしく堂の書と書とあり今
ハ絵とも掃部の右人ハ法師ゆゑ坊ひとと
仕て後よまずして御歩次第ありよ
さんぐうよりまゐりて天ようの人ハ此書
とゝまず但冥白ハ御服とおもふの由也おし
ゐ
踏のとぐわぐ中ゝ
先大臣宰相中将忌部前行大臣在中央中臣
以大ハ右ハすりとも呂立殿の坤乃角の有る
主し大臣と在中央ゝあまてゝ西坤まて
ハ

蓑笠書とゝ中ひ方ゑ
しゝ
次御巫猿女
御巫ハ神をいつき奉る女之昔ハ大内巫生嶋の御
巫坐摩の御巫御門の御巫なとゝ有り今ハ
絵とゝ猿女ハ神楽ハ舞ハ利豊の絵
の女とは巫の定し猿女ハ氏の名昔天照
大神天石窟よりまゐりし時猿女の君乃
遠祖天細女尊石窟の前にて わざおぎ
神ぐらとして天照大神を出しまゐり又天孫

天皇りんぜ時さそらを功ようく
神ようれおりまるを結ぶ女ゆうを今ハ
紐をるがれるとを段ハ山口中習ヶ亟盛行
のを女と結ぶを定む此ハ亟結女と大臣率
ゆらくをるをおりまるを

次に主殿の官人二人執燭と
そをををいてるを家れを人を京戚ち
たるをち燭をを尼のをへをてをら職を
ハたるをち燭をを人の方へををををつを
近衛の將取て劒璽を候ふ右

を来ハ御側を警固する爰劒璽ハ實劒神
璽をて必天子ゐ身を離へをるをの故
故に近衛ゐ將是を取て御ゐ右を候ふ
をを段ハ掃部寮中務實文の朝臣劒をを
よりり小舍人中將宣季の卿代璽を
みあり

御歩

宮内卿の爰ゆを爰ゆ爰の上を歩行しをを
右を御徒ゐ隨をて御履を供奉の人を布袋
の上をゆ右注隨をり

車持の朝臣取蓋奉覆る部宿禰笠取直
各一人取蓋の綱を

車持の氏たる部の中に笠取の直に当る姓氏のもと世
此等の持氏の人多くの時よりは役をあてらるを
古例として今は手部の人をもて氏の人
を代りて勤めしむ中ごろを例必ずしも
部人をもて代ることを是に初りて御側の役
に部人をもてなる事つぎあるゆえなり
用のごとくして六位をもて是をもて今役
車持の朝臣代は小路極位賜大江の俊包なる

なる孫代は巡る次の部人原の清仲笠取の
直代は小森丹波人丹波の牧亮を勤めらる
菅蓋は菱にて作りたるにて小列よりもき
柄あり柄の末曲りて小なる三曲りなり
ふくに鳳凰のかくして反り長くなりて
もとは其鳥の嘴を黄ぬりて紐をさげ蓋の
末と蓋の頂にわくの環をもて柄にて柄
をもて蓋を天子の御上にさしかざしたる
仍て車持の部は天子の御後にあり又蓋の
縁は蓋の裏の四方中に釘にて小さくおくる

わりくちなく綸旨を賜ふ事を云ふ
つねなく是をとゝまる是には蓋をかゝるべ
るの御所上乃巡よりかゝんぐ有也 けてゝ初の者
孫ハ天子のゝ方ゝ ひり公立元の方ハ右ゝ有り
次関白
御裾を帳せらるゝ事まで後御のり列也
近衛の将捧て剣璽候常殿西面簀子中臣忌部御巫
猿女等跪鳥居の内主殿燭候階下
とゝハ天子大常宮ゝ
ゝ貞享の御番ゝハ首ゝ到て大常宮の四字ゝ有て

ゝ常殿の西面簀子ハ西の方乃人ゝ
悠紀の時ゝ集殿の時ゝ合ゝ也の方乃人口
の方乃ゝ候ゝ宮鈴を持げ
ゝ小ゝ御を持ゝゝハ南の方ゝ立御下
簡階の外ゝ天子ゝ宮内ゝ南ゝ方ゝ
の女人燭を持て御下ゝ有也
御悠紀常殿
経大常宮の小門并悠紀殿西令入自南面の戸御大蔵宮
内掃部車持子部笠取等出鳥居外関白候便所
ゝ立ゝ上の布ゝ方ゝ安不ゝ有ゝ記すべし

南面の戸ハ南向の入口ニ簾ハ不定
なり社の式すきぐれよりかくハ
ひ奥方の時の様
なり今ハ又実白も大嘗宮の外ハ乃西壁の
外ハ悪一悪ニ表ニ表ニ表

式部位ハ上ノ式部ノ級ノ次ニ位ノ大ノ
ノ次ニ初ノ考ノ位ノ次ニ中ノ考ノ位ノ次ニ
ノ次ニ位ノ次ニ中ノ位ノ次ニ下ノ位ノ次ニ
ノ次ニ式部ハ直講ノ次ニ儒式兩文章ノ下

屋ゝ新殿ゝ神饌ゝ奏ゝ事ゝ畢ゝ
ゝ後ゝ四位ゝ以下ゝ八腰ゝ掌ゝ
ゝ酒ゝ盃ゝ巡ゝ了ゝ
四位侍従ゝ以下ゝ
ト訪ゝ言ゝ
水日ゝ曇ゝ
祝ゝ
負ゝ
ゝ
四刻撤之ト

神饌物之圖

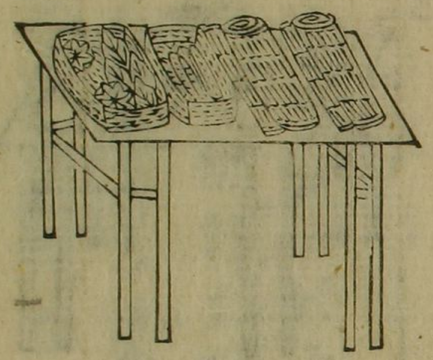

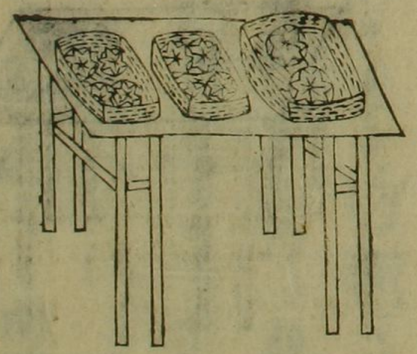

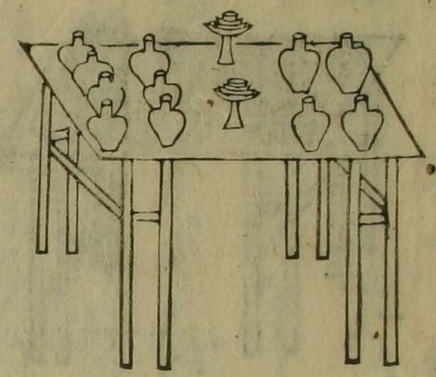

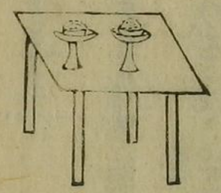

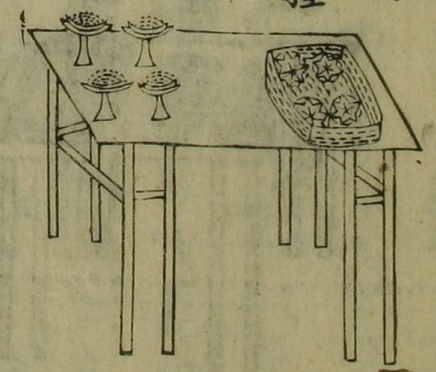

天子供奉ましまして御供の屏風の内に入
休息ましまして刻まりて擂まる
宮主采女等長喜儀
宮主ハ今の宮主吉田神祇權少副兼成是を
勤むべきなり今日あまりの御側に
ましまして地下の人を用ひらるる儀
て吉田神祇權大副兼雄仕まつる代りて
ましまして勤めらる采女ハ代々六人仕て
後遣と勤め外に一人内侍を以て代り内陳
の供御の所にまして勤めらるまつる

糸女に供ずる時撤まる時奏ずる樂

次還御廻立殿甚儀如初

御道すがら初めの如く廻立殿の西面まで御輿の時の大共に下居退出の事とこれいひ還御の事別に有て別紙に載せたんの式準して別紙に載せ

子の一刻神祇官率内膳膳部等退主基の膳屋に料理す神饌を

悠紀の時の如

次主殿寮供御湯

是より糸小忌の御湯と

御湯殿以下一如悠紀の儀

御湯殿の御衣服改めまする過紀

の如く但御冠は改めず次に東

を奏す陪膳は過紀の時の如く後は

ちの中臣と烏帽子弁清麻呂勤める次に

采女時奏する又過紀の如

遷御主基の膳殿

はしらの間に大嘗の夜人二幅の布の帳を張
く但皇后宮の大嘗宮の小の帳の間ま
でハ悠紀の所ハ東の方の間し小の鳥居を入て
り当りの神垣ハ西の中央より東へ
わて悠紀神垣ハ東より西へ悠紀殿ハ
の端ハの中央より南へわて北に正中の
鳥居の東より西へわて悠紀殿ハ
基殿ハ東はしらの中央より南へ
わて悠紀殿の南の基殿の南のはしら
の端ハの中央より西へわて悠紀殿の南階の中央

より当りて内へわて悠紀殿ハ北に深沛あり
宮内の輔の参議ハ北に掃部寮の官人ハ南に
北に次の供奉の深沛ハ北に大嘗宮の
長の所ハ宮内卿の西廂ハ東に
ハ悠紀の所より東に
也選仲臣の列に及ぶ
小忌の群官各著座 大臣南の鳥居の内西辺東面北
言已下同鳥居の外南面北上
悠紀の所に准して
著いハ大臣の座の
大忌の公卿無移著之儀

是ハ小忌の人ゟ獻ずるなり昔ハ此所ゟ出ス
御紙の帳の在所を定て主基の帳の在
後ハ主基ゟ今ハ帳ゟ出ずるなり小忌のそなへ
主基の在ゟ改めはじめ但大忌のそなへ在
ゟ改めつゝ此所ゟ昔ハ大忌の帳ハ御紙
ゟ墨別ゟ出ずるなり
次大忌の公卿殿庭中の版位拍手
御紙の時ゟ始め但ハ殿ハ砂敷大納言西の
方ゟ始ゟ中納言ゟ東ゟ少し退き
てつゝる又此前ゟ御紙の時ゟ

こゝゟ始ゟ御紙の時ゟ准して略也
寅一刻借御膳四刻撤之還御廻立殿
いつゝゟ御紙の時ゟ同しゝゟハ此御寅の
ゟ別ゟ也
次采女進南戸清還中事
此采女ハ時ゟ出ず采女ハ同じ巳申の刻ハ
さゝゟゟゟゆゝ有ゟのゟをたひゝゟ
つゝんまつゝゟ
勅曰云云
云云ゟくのゟくゟゟんハ勅ゟゟのゟまゟ

御一座ありて
采女殿退出
殿唯ハ答ヘて退く
次著御帛の御衣還御本殿伴佐伯閉南門
畏まりて帛の御衣をめしかへ
殿内へ還御ありて百官
元前の成の刻の後ハの時ニ百官ハ還
御の刻ハ
望辰の日ハ
嘗会ハ二十年ニ一度新穀を先天神地祇ニ供

ひて次ニ天子ハ嘗ニ
神祇ハ官使ハ幸りめ
穀をめしあがりて
今辰の日ハ
ものを明ル日ハ
ものを奉る但今日ハ
基の節会ハ
基の節会ハ又
年ニ一度ハ
ハ但紀の

お御所の昔は倭紀の帳を基の帳として帳を別に
設けられたるを今は帳は一つにして帳の異なる
倭紀の清涼殿をたて異なれば倭紀は北にして
び主基の清涼殿をたて異なれば主基の帳と
なびかせられて中臣賢木を捧げ紫宸
殿前の殿位に就て天神の壽詞を奏し群臣
も共に奏すなわち又常は節会の供膳
の外は白黒の酒と付け白酒は白き米の
すべらぎの酒と黒酒は黒き米の常山の灰を入れる
酒なり酒をとるは近代のけしきなり

て今は清涼殿中に黒酒白酒の黒酒は黒胡麻の粉
を振りかけるなり又一献
の肴は倭紀は乾鮭味噌を梅の枝につけ
雑煮を梅の枝につけ
窓掃と搗栗と記げるなりて松の枝
につきたる代まで倭紀の切事なり年
とて新室撞の太中舞頼要倭紀の國司并賠銭
を持ちて座中をたたく又三献の後に清
拍頭を奉り白ちまち拍頭あり
て拍頭は天子は銀を大臣は黄大中
納言は山吹黄議は梅いつまでも高砂にて作り

減今は行はるゝ所の式定昔は同じくす此外
四年の行事群臣の宴退出倚膳の次第等は下
の節會に見るべきなれば略す
又三月の節會は上巳の節會に同じ
くして其の儀式を略す
翌己日は先帝紀の節會あり天子紀の帳
に御すれども出御なして宴を含れ
主基の節會あり主基の帳に出御なし
明日は皇紀の節會に同じ但奏詞の奏
白馬の古風を倣はず主基の奏する鮮味は

島を楓の枝に付たる鶯を萩の枝に付
たるなどなり主基の行事の所は島凡左兵
衛尉主基の國司并陪膳を持て座中に
たるなど御掛頭を奉り下りて掛所を
なす明日の紀節會に同じ此外は皆の
儀今は略す節會に同じ此外は皆の
小て御神楽行はる
翌五午の日は豊明節會なり是は大
嘗の禮に準ずるなり群臣を遊宴し
椒酒を進ず宸殿に高御座を飾て天子

是より出御あり内弁の事殿々の直廬供
昭の次第等以下常の節會に異なるなし
一呂三獻の後に吉志舞を奏す昔は大嘗
一會の間にあるべき乃ち今は居長安
日四度の節會に各風俗を奏し其の時の
に國栖奏に吉志舞をもあり但し舞
も伝なきにより只倍人數少巡回
すべきなり大嘗一會の儀式は此の節會にて事
畢る但十一月晦日とい於て散斎にて慶祝とす
大嘗會便蒙卷下終

元文四季巳未十二月吉日

江都書林

小川彦九郎梓行